

ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例

手引書



茨城県ひたちなか市

目 次

はじめに	1
前文	6
第1章 総則（第1条―第4条）	7
第2章 市民が主役のまちづくり	11
第1節 基本原則（第5条）	11
第2節 市民の権利と責務（第6条・第7条）	12
第3節 協働の推進（第8条―第11条）	14
第3章 市民の信託に基づく市政運営	17
第1節 基本原則（第12条）	17
第2節 議会（第13条・第14条）	18
第3節 行政（第15条―第17条）	21
第4節 市政運営の仕組み（第18条―第22条）	24
第4章 まちづくり市民会議（第23条・第24条）	28
第5章 その他（第25条・第26条）	30



はじめに

まちづくりは、行政のみが行うのではなく、市民とともに進めていく必要があります。市民が積極的にまちづくりに参加するためには、まちづくりに関心を持ってもらい、自分ごととして捉え、市民一人ひとりが活動できる環境を整えていかなければなりません。

ひたちなか市では、市民自らが話し合い、市民によって『まちづくりのルール』がまとめられました。それを受けて市では、平成22年3月に「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」を制定しました。この条例は、ひたちなか市の特色を生かしたまちづくりを進める際の『ルール』を定めたものであり、「最高規範」として位置付けられるものです。この条例では、まちづくりの基本理念や基本原則、市民の権利、議会・市長等の役割を明らかにするとともに、まちづくりへの市民参加や市政運営の基本的な事項を定めています。

これからも、この条例の趣旨を市民と共通認識したうえで、まちづくりを進めていくことができるよう、条例の条文をわかりやすく解説した「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」の手引書として整理しました。この「はじめに」では、制定の背景や必要性、経緯を記載します。

① まちづくり基本条例制定の背景・必要性

まちづくり基本条例は、次のような背景と必要性から、条例策定の機運が高まったことから制定しました。

市民がまちづくりの主役となり、自分たちのまちのことは、自分たちで解決するために

平成12年4月の「地方分権一括法」の施行により、国と地方はこれまでの「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係となり、これからの地方自治体は、「自ら考え、自ら決定する」ことが求められました。「市民が主役」となり、地域の実情に合った自治体運営を実現するには、まちづくりに市民が参画することを、明らかにする必要があります。

また、地方分権の進展に伴い、自治体において、市民の権利や自治体運営に関する基本的な事項を明確にする必要があります。

議会・行政と地域活動、市民活動、事業者が協働してまちづくりを担うために

市民の価値観やライフスタイルなどの変化に伴い、市民ニーズが多様化し、行政で全ての住民サービスを担うことが困難となってきました。また、活発な市民活動が展開されることにより、まちづくりの担い手としての活躍が期待されるため、市民参加や協働の仕組みを整える必要があります。

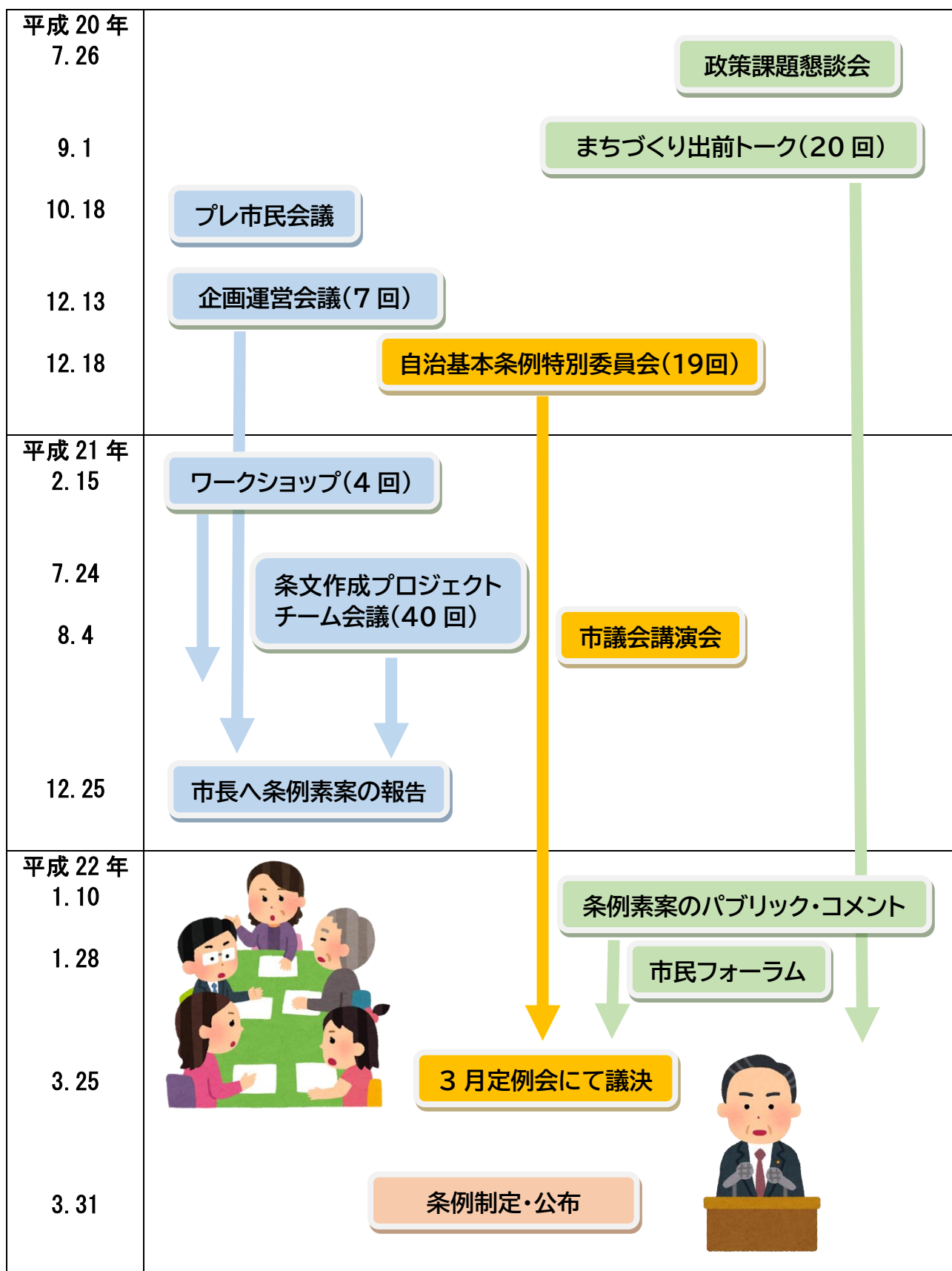
まちづくりにおいて市民が情報を共有し意思疎通を図りながら合意形成を行うために

市民一人ひとりが自主的にまちづくりに参加するためには、行政が積極的に情報を公開・共有し、説明責任を果たすとともに、市民との対話を通じて、意思の疎通を図る必要があります。また、市民は互いの立場を尊重してコミュニケーションを図り、施策の合意形成を行うことが必要です。

②「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」制定までの経緯

ひたちなか市自治基本条例をつくる市民会議（通称「自治力アップ・ひたちなかま」）の運営を中心に，市民，行政，議会がそれぞれの役割を発揮し，条例が出来上がりました。

〔下表における凡例： 市民，議会，行政 〕



〔左表の補足説明〕

市民

プレ市民会議・・・庄嶋 孝広氏(市民会社パートナーズ)による体験ワークショップが行われました。

企画運営会議・・・協力団体・運営ボランティアの皆さんが、会議の進め方やワークショップのテーマ、条例素案の文面などについて検討しました。

ワークショップ・・・グループ討議やディベートなどの方法により、多様な視点からのまちづくりのあり方を考えました。

第1回「他市の自治基本条例を読み比べよう」

第2回「市民ディベートで地域の自治を考えよう」

第3回「みんながいきいきと活動できる仕組みを考えよう」

第4回「市民討議会(条例の「前文」をつくろう)」

条文作成プロジェクトチーム会議・・・協力団体や運営ボランティアの皆さんが4つのチームに分かれ、条例素案づくりに取り組みました。

チーム会議(全40回)・連絡調整会議(全3回)

市長へ条例素案の報告・・・「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例(素案)」を市長に提出しました。

議会

自治基本条例特別委員会・・・市議会において特別委員会が設置され、本市の自治基本条例のあり方及び課題に関する調査が行われました。

市議会講演会・・・市議会主催の講演会が行われました。

「自治基本条例と議会(市民・行政・議会のあり方)」講師:大森 ^{わたる} 彌 東京大学名誉教授

行政

政策課題懇談会・・・「ひたちなか市に自治基本条例をつくろう」との呼びかけで、19名の市民と市長との懇談会により条例づくりがスタートしました。

まちづくり出前トーク・・・市の職員が市内のさまざまな団体の会合などに出向き、条例のあり方などについて懇談しました。

条例素案のパブリック・コメント・・・市民会議で作り上げた条例素案について、市民の皆さんからたくさんのご意見をいただきました。

市民フォーラム・・・市民会議の基調報告やパネルディスカッションが行われました。

③まちづくり基本条例と市民憲章の関係

「市民憲章」は、まちのあるべき姿や市民の生活上の行動規範を「標語」として表しているのに対して、「まちづくり基本条例」は、市民等の権利の保障や市や議会の責務など、自立と協働のまちづくりを進めるための『ルール』を定めるものです。

ひたちなか市市民憲章

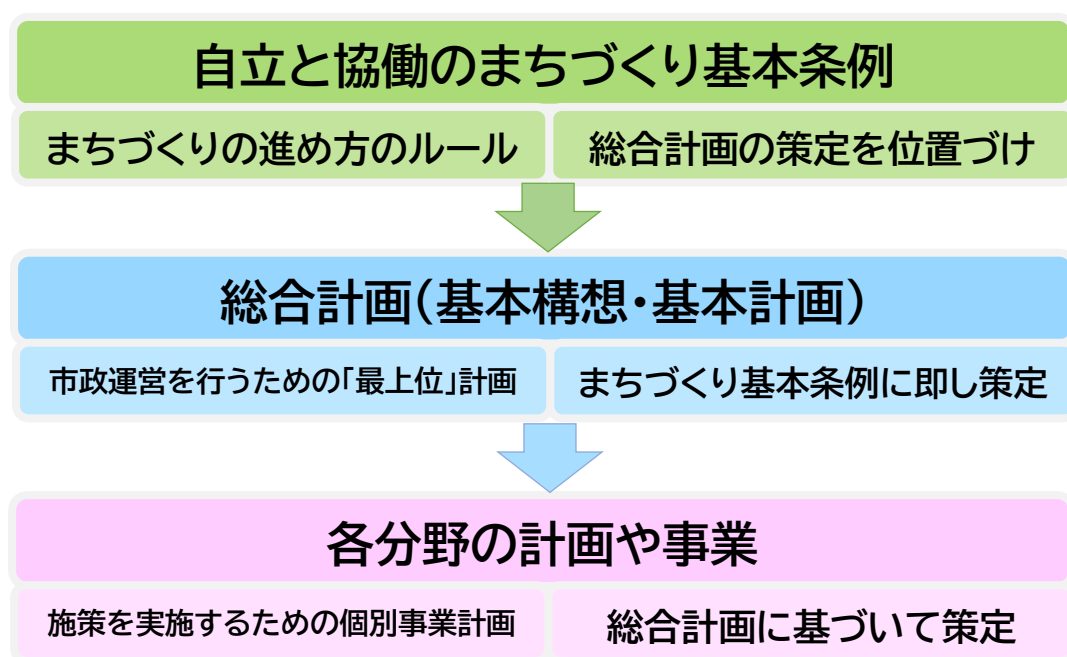
わたくしたちは、豊かな海と緑につつまれた自然の中で、
文化の薫り高い世界にひらかれたまちをめざす
ひたちなか市民です。

- 1 自然を愛し 人にやさしい環境をつくれます
- 1 スポーツや芸術に親しみ 笑顔のふれあうまちにします
- 1 たのしく働き ともに支えあう家庭をつくれます
- 1 きまりを守り みんな仲よく助けあいます
- 1 未来と世界に目をひらき 人と文化の出あうまちにします

(平成7年11月1日制定)

④まちづくり基本条例と市総合計画の関係

まちづくり基本条例では、まちづくりのビジョン（基本的な考え方や将来都市像）を明らかにするとともに、様々な分野の基本的な目標と施策を体系化し、総合的・計画的に市政運営を行うため、総合計画を策定することを位置付けています。「市の最上位計画」である総合計画は、まちづくり基本条例に即し、まちづくりの主役である市民とともに将来のまちづくりを考えるため、市民ワークショップなど市民が参画できる取組を実施しながら策定します。日常生活に係る様々な行政サービスをはじめとして、まちづくりに係る各分野の計画や事業は、この総合計画の考え方に基づいて策定・実施します。



⑤手引書の見方

この手引書は、前文から始まり、第1条から第26条までを、条文ごとに主旨を示し、項、号ごとに解説を分けて説明しています。また、条例の記載には独特のルールがありますので、以下に見方を記載します。

<例示>

(市民の責務)

第7条 市民は、まちづくりの主役として、次の責務があります。

- (1) 自らのこととしてまちづくりに積極的に関わること。
- (2) 一人ひとりが自ら考え、自らの発言に責任をもって行動すること。
- (3) 公共サービスに伴う費用を負担すること。

2 市民は、市政を支えるため、法律または条例の定めるところによる納税の義務があります。

【第7条の趣旨】 市民がまちづくりの主役として果たすべき責務を示しています。

【解説】

《第1項》

〔第1号〕では、まちづくりは、誰かがやってくれることではなく、自らのこととして関わることの大切さを・・・

青色の枠で囲まれた部分には、「条文」が記載されています。

《条文の見方》

「条文」には上から順に、次のような表記ルールがあります。

- ・(市民の責務)・・・条文の前には「見出し」があります。条文の内容を簡潔に示すものです。
- ・第7条・・・「見出し」の次には、条文の番号があります。第1条から順番に付されます。
- ・(1)・・・「第1号」と読みます。条文の中に複数にわたる事項を示すときには、「第1号」「第2号」と分けて表記することがあります。条文の中で順番に示すときに用いられます。
- ・2・・・「第2項」と読み、条文の中で、段落に分けて標記する際に用いられます。ただし、「第1項」の記載は省略されます。
「項」は条文の中で分ける際に用いられるのに対し、「号」は項文の中で分ける際に用いられます。

「条文」の下には、「趣旨」と「解説」を記載しています。

【第7条の趣旨】・・・この条文がどのような事柄を示しているかを記載しています。

【解説】・・・どのような定めなのか、どのような目的をもっているのかなどを説明しています。

【参照】・・・この条文に関連した法令等を記載しています。



前 文

南限と北限の動植物が生息する茨城県。その中央からやや北東に位置するのが、私たちのまち、ひたちなか市です。実り豊かな那珂台地が広がり、海の幸に恵まれ、中生代白亜紀層の海岸から朝日が望めます。清流那珂川や広大な国営公園もある、水と緑に囲まれたまちです。

古代には彩色壁画を有する虎塚古墳が造られ、江戸時代には東廻り航路の寄港地として栄えました。近年には北関東の中核的な都市として多様な産業が集まり、多くの人々が交流しています。国際港湾や高速道路の整備も進み、世界にひらかれたまちとして発展しています。

私たちは、このような地の利と人の和に恵まれた環境を守り育て、将来を担う子どもたちが夢と希望をいただき、末永く健やかに暮らすことのできるまちをつくりたいと考えています。

今、地方分権の時代の中で、国と地方の果たすべき役割が大きく変化しています。私たちは、これまで以上に市政に関わり、自らの責任のもとに、自立したまちづくりを進めていかなければなりません。

地域が抱える課題については、議会と行政だけでなく、自治会活動や市民活動、事業者の社会貢献などにより、多くの市民がさまざまな形で解決に取り組んでいます。これからは、市民、議会、行政が適切に役割を分担し、お互いの特性を発揮する自立と協働のまちづくりを進めていく必要があります。

その仕組みとして、日本国憲法に基づき、望ましい地方自治の実現をめざして、市民、議会、行政が共有するルールをつくりました。

私たちは、ひたちなか市のまちづくりの最高規範として、この条例を制定します。

【前文の趣旨】

前文は、条文の前に置かれ、条例制定の由来、趣旨、基本原理、制定者の決意などを述べたものです。条例の意義や目的、自治を進めるための基本的な考え方などとともにまちの歴史や文化、市民の決意や宣言などが記されます。この条例が将来にわたり、ひたちなか市のまちづくりの最高規範として、市民に親しまれ、理解されるために、全体を「ですます調」で、語りかけるような文章で表現しています。

【解説】

〔第1段落～第3段落〕は、ひたちなか市の位置や地勢、自然の豊かさ、歴史・文化や産業などの背景を説明することにより、市外の人でもひたちなか市の魅力や発展性・将来性を理解できるように記述しています。そしてそのことを「地の利と人の和」と表現し、「夢と希望」、「末永く健やかに」など、次世代にも引き継ぐべきまちづくりへの決意を込めています。

〔第4段落、第5段落〕は、地方分権という自治体により自立することが求められる時代を背景として、市民が様々な形でまちを支えていることを記述することで、市民、議会、行政が互いに「自立」し、「協働」することの大切さを説明しています。

〔第6段落、第7段落〕の「望ましい地方自治」とは、憲法上の言葉である「地方自治の本旨」を言い換えたものです。「地方自治の本旨」には、『地域の自治が住民の総意と責任において行われる住民自治』と、『地域の公共的な事務を、国や県など他の主体に依存せず自主的・自律的に行うことを意味する団体自治』の2つの要素があります。それらの実現を目指して、この条例を「市民、議会、行政が共有するルール」、「まちづくりの最高規範」として制定することを宣言しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民がまちづくりの主役であることを明らかにし、市民と市が自立と協働のもとにまちづくりを進めるための基本的な事項を定めることにより、ひたちなか市の自治力の向上を図り、誰もが安全に、安心して幸せに暮らせる住みよいまちを実現することを目的とします。

【第1条の趣旨】

この条例をもとに進めていこうとする「まちづくり」において、何を目指しているのかについて、簡潔に示しています。

【解説】

「市民がまちづくりの主役であること」を明らかにすることについては、『第2章第1節 基本原則、第2章第2節 市民の権利と責務』に記載されています。

「市民と市が自立と協働のもとにまちづくりを進めるための基本的な事項」を定めることについては、『第2章第3節 協働の推進、第3章 市民の信託に基づく市政運営』に記載されています。

「誰もが安全に、安心して幸せに暮らせる住みよいまち」を実現することについては、『第4条（まちづくりの基本理念）』に記載されています。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、次のとおりです。

- (1) 自立 自らのことを自らの責任で行うことをいいます。
- (2) 協働 お互いに連携し、協力して行動することをいいます。
- (3) まちづくり 誰もが安全に、安心して幸せに暮らせる住みよいまちを実現するために、公共の利益の増進を目的とする活動をいいます。
- (4) 市民 市内に居住する者、市内で働く者・学ぶ者、市に対して納税義務を有する者または自治会、コミュニティ組織、市民活動団体、公共的団体、事業者などの市内でまちづくりを行う個人や団体をいいます。
- (5) 市政 市が行うまちづくりをいいます。
- (6) 市 議会、市長、行政委員会等で運営する地方自治体であるひたちなか市をいいます。
- (7) 行政委員会等 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業委員会をいいます。
- (8) 市の職員 市長や行政委員会等の補助機関として市の職務に従事する地方公務員をいいます。

【第2条の趣旨】

この条例における、用語の意義が正確に伝わるようにするため、それぞれの用語について説明しています。

【解説】

〔第1号〕の「自立」は、市民が自らの責任においてまちづくりを行うという「住民自治」の概念と、市が国や県など他の主体から自立して地域の事務を行うという「団体自治」の概念を併せ持つものです。

〔第2号〕の「協働」は、「市民と市」が協働する場合と、「市民同士」が協働する場合があります。市民が自らの責任においてまちづくりを行うためには、市民と市がそれぞれの知恵と資源を出し合う協働の関係が不可欠であり、また、市民と市が互いに自立しているからこそ協働の関係が成り立つように、「自立」と「協働」は表裏一体の関係にあります。

〔第3号〕では、第1条（目的）および第4条（まちづくりの基本理念）と矛盾のないように、その担い手が市民であるか市であるかによらず、「誰もが安全に、安心して幸せに暮らせる住みよいまち」を実現するための活動が、まちづくりであることを表しています。

〔第4号〕の「市民」は、ひたちなか市に居住する人、つまり法律上の住民だけでなく、市内で働く人や学ぶ人など市に関わる人、その他まちづくりを支える自治会や市民活動団体、企業なども市民に含まれます。

〔第5号〕の「市政」は、市民が市を信用して任せる、という信託を受けて市の責任において行うまちづくりをいいます。市民を主役として行うまちづくりは、「市政」よりも上位の概念として明確に区別しています。

〔第6号〕の「市」は国や県など他の主体から自立した地方自治体であり、議会と市長の二元代表制により運営されています。二元代表制とは、市議会議員と市長の両方を市民が直接選挙で選ぶ制度です（P. 19 図を参照）。

〔第7号〕では、現在、地方自治法により、市長とともに市の行政事務を管理執行する存在として、各種の行政委員会等の設置が義務付けられており、その位置付けを改めて定めるものです。

〔第8号〕の「市の職員」は、地方自治法では市長や行政委員会等の補助機関であり、地方公務員法によりその身分が与えられており、市民に身近な存在であると、職員の位置付けを定めています。

（まちづくりの最高規範）

第3条 この条例は、ひたちなか市のまちづくりの最高規範とします。

2 市民と市は、この条例を尊重してまちづくりを行います。

3 市が制定する条例、規則その他の規程は、この条例の趣旨に則して誠実に解釈され、必要に応じて制定改廃を行います。

4 議員、市長、市の職員となった者は、この条例を尊重することを宣誓します。

5 市は、この条例が市内のあらゆる地域、あらゆる世代の市民に理解され、親しまれるための学習機会の確保に努めます。

【第3条の趣旨】

この条例の位置付けとしての「最高規範性」を示しています。日本国憲法は、国家の強大な統治権限により国民の基本的人権が侵害されないためのわが国の最高法規とされていますが、この条例は、市の法体系の中で他の条例に対して無条件に優位するというものではありません。そのため、他の条例との関係性を表すことで、ひたちなか市にとっての「最高規範性」とはどのようなものか、その基本性や最上位性を明らかにし、この条例の位置づけと遵守すべき事項について示しています。

【解説】

《第1項》

この条例は、ひたちなか市において、市民と市が自立と協働のもとにまちづくりを行うための最高規範に位置付けています。

《第2項》

条例は本来、市政運営上の必要のために、「市」の立場で制定されますが、この条例は、市政よりも広いまちづくりを行うための条例として、市民自らが作成したものです。したがって、市民と共にまちづくりを進めるためには、「市民と市」の双方がこの条例を尊重することが必要です。

《第3項》

他の条例や規則等は、市の最高規範であるこの条例の趣旨に則して解釈される必要があります。また、解釈によって対応できない条文がある場合には、条例、規則等の制定や改正、廃止が行われます。

《第4項》

地方公務員法では、日本国憲法の遵守などについて職員が服務の宣誓をすることについて定められていますが、この条例においても市の最高規範として、議員、市長と市の職員が条例の尊重を宣誓するものです。

《第5項》

最高規範として市民の皆さんに親しまれ、理解されるための学習の機会の確保について定めています。市ではこれまで、まちづくりや市民活動をテーマとしたフォーラムやシンポジウム、市政ふれあい講座などを開催し、条例の理解促進の機会づくりを行っています。

（まちづくりの基本理念）

第4条 まちづくりは、次の基本理念に基づいて進めます。

- （1）誰もが安全に、安心して幸せに暮らせる住みよいまちをつくりま
- （2）人と人とのつながりを大切にし、元気で思いやりと優しさに支えられたまちをつ
- （3）さまざまな産業と豊かな自然環境が調和し、にぎわいと潤いのあるまちをつ
- （4）歴史、伝統、文化を引き継ぎ、未来に向かって豊かな人間性を育むまちをつ
- （5）協働と交流で人の力を生かし、活力のある自立したまちをつ

【第4条の趣旨】

市民と市がまちづくりのイメージを共有し、進めていくための基本理念を示しています。まちづくりを行う上で、最も重要な考え方を示している部分といえます。

【解説】

〔第1号〕では、まちづくりの定義そのものとして、根本的な理念を規定しています。

〔第2号〕では、人と人とのつながりを重視することが、元気で思いやりと優しさに支えられながらまちづくりを進めることにつながることを表現しています。

〔第3号〕では、ひたちなか市の大きな特徴の1つに、産業と自然環境が調和していることがあることから、にぎわいと潤いで、産業の活性化、快適な都市環境、自然環境との共生などを表現しています。

〔第4号〕では、歴史、伝統、文化を大切にするとともに、未来志向をもって、人間性を育む教育分野の理念を表しています。

〔第5号〕では、地域活動や市民活動との協働の推進や、市外の人々や国際交流などを含めた市民の交流が「活力のある自立したまちづくり」に進めることを表現しています。



第2章 市民が主役のまちづくり

第1節 基本原則

（市民が主役のまちづくりの基本原則）

第5条 市民と市は、次の事項を基本として自立と協働のまちづくりを進めます。

- （1） 市民は、まちづくりの主役としての自覚と責任を持ちます。
- （2） 市民は、市政運営を市に信託します。
- （3） 市民と市は、お互いに意思の疎通を図り、少数意見も尊重しながら合意形成を行います。
- （4） 市民と市は、適切な役割分担のもとにお互いの力を発揮します。

【第5条の趣旨】

市民がまちづくりの主役であることと、市民と市が互いに自立し、協働してまちづくりを進めるための原則について示しています。

【解説】

〔第1号〕では、まちづくりを自らのこととして自覚し、責任をもって行動することが、市民としての自立であることを定めています。

〔第2号〕では、日本国憲法の前文に、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」とあるのと同様に、市政が市民の信託に基づくものであることを定めています。

〔第3号〕では、市民と市が合意形成することは、自立した市民がまちづくりにおいて協働するための前提条件であり、そのためには、市民との対話を通じて、意思の疎通を図り、少数意見の尊重などを行うことを定めています。

〔第4号〕では、市民と市が、適切な役割分担のもと、それぞれの力を発揮することが、協働のまちづくりの原則であることを定めています。

第2節 市民の権利と責務

（市民の権利）

第6条 市民は、まちづくりの主役として、次の権利があります。

- （1）まちづくりに関する情報を知ること。
- （2）企画・実施・評価の過程においてまちづくりに参加すること。
- （3）市政に対する意見を表明し、提案すること。
- （4）公共サービスを受けること。

2 市民は、法律の定めるところにより、選挙権・被選挙権、解職請求権、議会の解散請求権、条例の制定改廃の請求権、事務の監査請求権などの市政に直接参加する権利があります。

【第6条の趣旨】

市民がまちづくりに自らのこととして積極的に関わるための権利について示しています。

【解説】

《第1項》

市民が主役のまちづくりを進めるにあたって、〔第1号～第4号〕では「まちづくりに関する情報を知る権利」、「まちづくりに参加する権利」、「市政に対する意見表明・提案する権利」、「公共サービスを受ける権利」があることを定めています。

《第2項》

選挙や直接請求（※）などの法律に基づく参政権について、改めて定めることで、市民と市との関係性を明確にしています。

※直接請求…一定数以上の市民の署名をもとに、議会やその他の機関に市民に意思を示す手段です。

（市民の責務）

第7条 市民は、まちづくりの主役として、次の責務があります。

- (1) 自らのこととしてまちづくりに積極的に関わること。
- (2) 一人ひとりが自ら考え、自らの発言に責任をもって行動すること。
- (3) 公共サービスに伴う費用を負担すること。

2 市民は、市政を支えるため、法律または条例の定めるところによる納税の義務があります。

【第7条の趣旨】

市民がまちづくりの主役として果たすべき責務について示しています。

【解説】

《第1項》

〔第1号〕では、まちづくりは、誰かがやってくれることなく、自らのこととして関わることの大切さを定めています。

〔第2号〕では、市民にまちづくりに関わる権利があると同時に、他者と立場や価値観を認め合いながら、自分の発言や行動に責任を持つことを定めています。

〔第3号〕では、市民が公共サービスを受けることの権利に対応し、利益を受ける人が、その対価として費用を負担することを定めています。

《第2項》

国民の義務である納税の義務は、自らが市政を支えるという自発的な意思を持つことで、市民が主役のまちづくりを支える基盤となることを定めています。

第3節 協働の推進

（地域活動）

第8条 市民は、自らが住む地域において、自治会活動やコミュニティ活動などへ積極的に参加して地域の連帯感を育み、防災、防犯、交通安全、ごみ対策、地域福祉などの課題解決に取り組むことにより、地域住民を主体とした地域活動を行います。

2 市民は、地域社会がそこに住むすべての人々の支え合いと助け合いによって成り立つことを理解し、地域における負担を分かち合います。

【第8条の趣旨】

自治会やコミュニティ組織などによる地域活動に市民が積極的に参加することについて示しています。

【解説】

《第1項》

ひたちなか市では、自治会・コミュニティ組織を中心に、地域の防災・防犯活動をはじめとして、様々な活動が行われ、地域の自治が成り立っています。この条文により、市民の自治会等への加入が義務化されるわけではありませんが、自治会活動やコミュニティ活動等の地域活動に自らが主体として積極的に参加し、地域全体の課題解決に取り組むことの大切さについて定めています。

《第2項》

地域社会を形成する上で必要な負担については、財政的な負担や活動に伴う負担など、様々なものがあります。また、災害時におけるネットワークの形成などの重要な機能を果たすためにも、そこに住むすべての人の支え合いと助け合いが重要になっています。

市民一人ひとりが、地域活動がまちづくりに果たしている役割を理解し、地域活動を形成する上で必要な負担を分かち合うことが、地域住民同士の不公平感の解消につながることを定めています。



市自治会連合会の
マスコットキャラクター
「おとなりさん」

（市民活動）

第9条 市民は、環境、地域安全、保健、福祉、科学技術、生涯学習、子どもの健全育成、文化・芸術、スポーツ、男女共同参画、国際交流などの分野における自発的な活動を通じて市民同士の交流を深め、まちづくりを行います。

【第9条の趣旨】

非営利活動やボランティア活動、生涯学習活動など、市民の自主的・自発的な活動により、協働のまちづくりが進められていることについて示しています。



（事業者の社会貢献）

第10条 事業を営む個人または法人は、市民生活の向上と地域経済の発展を担う社会的責任を認識し、地域社会の一員として社会に貢献します。

【第10条の趣旨】

事業者は地域社会の一員として、社会に貢献し、地域と共に発展することにより、まちづくりを支えていることを示しています。

【解説】

事業者は市民に含まれており、市民としての権利及び責務を有していますが、特に事業者の活動は、地域社会に与える影響が大きいことから、事業者の社会貢献について定めています。

（協働のための環境整備）

第11条 市は、協働のまちづくりを推進するため、次に掲げる環境の整備に努めます。

- (1) 市民がお互いに交流し、活動するための拠点の整備と機会の提供を行います。
- (2) 市民の自主性・自立性を尊重し、活動の公共性に見合った財政的支援を行います。
- (3) 専門知識や経験・技術を持つ地域の人材の活用・育成を行います。
- (4) 市民がお互いに必要な情報を発信し、共有するためのネットワークの整備を行います。

2 市は、協働のまちづくりの総合調整役として、市民同士の連携、交流、啓発を図ります。

3 市は、市民の特性が発揮できる分野において、企画・実施・評価の各段階で、市民と協働して事業を行います。

【第11条の趣旨】

市民と市、または市民同士の協働を推進するための環境整備について、市の果たすべき役割について示しています。

【解説】

《第1項》

〔第1号〕では、地域の集会施設や、「市民交流センターひたちなか・ま」などの市民活動の拠点の環境の整備など、市民の交流の場の提供について定めています。

〔第2号〕では、市民の自主的・自立的な活動を大切にするとともに、協働のまちづくりにつながる活動には、適切な財政支援を行うことについて定めています。

〔第3号〕では、市民の多彩な技能や経験をまちづくりに活用し、人材を育成することについて定めています。

〔第4号〕では、市民活動に必要な情報を発信し、自由に検索できるポータルサイトである「げんき-NETひたちなか」など、市民の方々が連携し、互いの力を活用するための施策について定めています。

《第2項》

市は、常に市民と対等な立場で総合調整に努めながら、市民同士の連携、交流、啓発などの多様な市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進することを定めています。

《第3項》

企画・実施・評価の各段階で市民が参加し、市民と市が役割を分担して協働することができる協働事業の推進について定めています。

本市においては、地域ごとのきめ細やかな対応が必要な事業、地域住民の合意と連携が必要な事業、多数の市民の参加が求められる事業、専門性やノウハウが必要な事業などを「協働事業」として位置付け、総合計画との連動や予算配分の重点化が図られています。

第3章 市民の信託に基づく市政運営

第1節 基本原則

（市政運営の基本原則）

第12条 市は、市民からの信託を受け、次の事項を基本として市政運営を行います。

- （1）議会と市長が代表機関として競い、協力して市政の合意形成を図ります。
- （2）総合的・長期的な計画に基づいて、効果的・効率的な市政を行います。
- （3）公開性・透明性を確保し、政策の実行と成果について情報を公表して市民への説明責任を果たします。
- （4）組織的・財政的な自立に努め、国、県との対等・協力の関係を築きます。

【第12条の趣旨】

市民の信託に基づいて行う市政運営の基本原則について示しています。



第2節 議会

（議会の役割）

第13条 議会は、市民に開かれた会議で議員同士の自由な討議を行い、条例の制定改廃や予算などの議決により、市の意思決定を行います。

2 議会は、市長や行政委員会等の市政運営を監視し、けん制するとともに、市民の意思を適切に市政運営に反映するための政策議論の充実を図り、政策の立案・改善提言・評価を行います。

3 議会は、議会活動を市民が正しく評価できる情報の公表に努めるとともに、市民の生活に重大な影響を与える議案について各議員の意見を明らかにするなどの説明責任を果たします。

4 議会は、請願・陳情の審査、参考人からの意見聴取、公聴会の開催などにより、市民の意見を適切に市政運営に反映させるように努めます。

5 議会は、市長が提案する重要な政策について、その政策を検証するため、政策形成に関わる情報を求め、議会審議における論点を明確にするように努めます。

【第13条の趣旨】

市民の代表である議員により構成される議事機関として、市の意思決定を行う議会の役割について示しています。議会の役割や職務等については、地方自治法第89条にも明記されているほか、詳細については、ひたちなか市議会基本条例第4条（議会の活動原則）に定められています。

【解説】

《第1項》

市の意思決定機関、議事機関としての議会の意義を確認するとともに、議会の公開や自由な討議などについて定めています。

《第2項》

二代表制（※右図を参照）のもとで、市長や行政委員会等の市政運営について、監視・チェックするという基本的な役割に加えて、市民の意思を反映するための政策議論や、議会の政策立案、改善提言、評価などの政策形成について定めています。

《第3項》

議会の市民への説明責任として、議会情報の公開と、市民の生活に重大な影響を与える議案に対する議員の意見の公表などについて定めています。

《第4項》

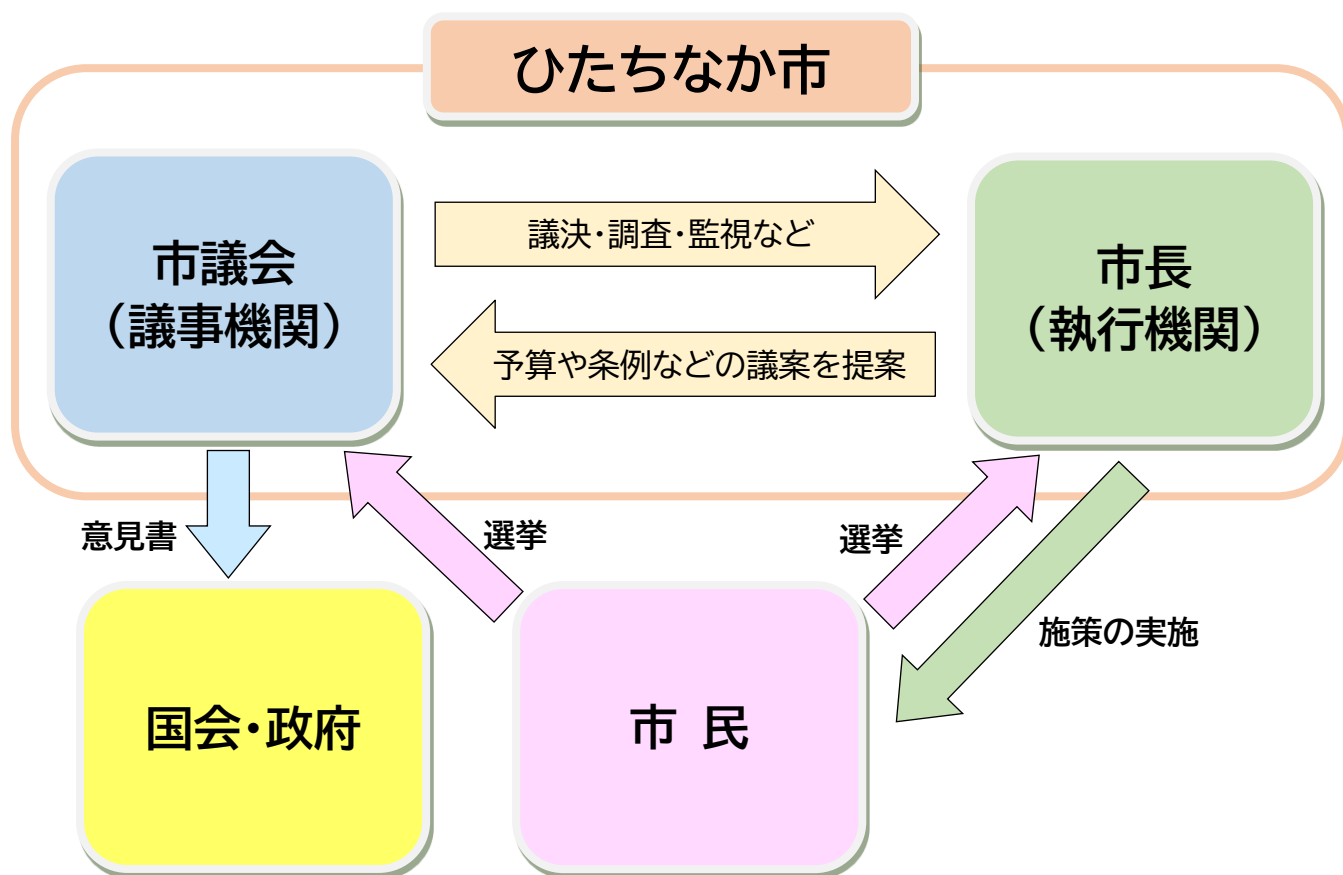
市民の意思の反映として、請願・陳情（※）の審査、意見聴取、公聴会などの代表的な制度を例示することで、議会における市民参加の方法について定めています。

※請願・陳情…市議会に対し直接要望や意見を文書で述べる制度です。請願については地方自治法第124条に明記されており、紹介議員が必要である一方、陳情については法律に明記されていませんが、紹介議員を必要とせず誰でも提出することができます。

《第5項》

市長が提案する重要な政策についての議会審議の体制を強化するため、常任委員会や特別委員会等で政策形成に関わる情報を求め、論点を明確化することについて定めています。

※二元代表制のしくみ



（議員の役割）

- 第14条 議員は、選挙による信託を受けた市民の代表として、まじめに、ひたむきに市民の声に耳を傾け、まちづくりの課題に取り組みます。
- 2 議員は、議案についての質疑、討論、表決、議案・動議の提出などの権限を行使し、議会を運営します。
- 3 議員は、市民の意見・提案などに対して公平、公正、誠実に応答し、必要に応じて請願を議会に紹介します。
- 4 議員は、政策立案や審議に必要な知識の向上や技能の研さんに努めます。
- 5 議員は、市民に分かりやすく効率的な議会運営に努めます。

【第14条の趣旨】

市民の代表としての議員の権限を確認するとともに、市民の意見や提案に対する応答や議員の自己研さんについて示しています。なお、詳細については、ひたちなか市議会基本条例第8条（議員の活動原則）に定められています。

【解説】

《第1項》

市民の意思を市政に反映させるために、市民の声を傾聴し、議員活動によりまちづくりの課題に取り組む議員の責務について定めています。

《第2項》

議員は、議会の構成員として、議案について質疑し、討論し、表決に参加するなどして、議会の意思決定に参加する権限や、議会に議案や議案に対する修正の動議を提出する権限を持っています。議員がこれらの権限を適切に行使し、議会を適正に運営する責務について定めています。

《第3項》

議員は、議員活動を通じて市民と関わる過程において、市民の意見や提案に誠実に応答する義務を定め、市民の請願を議会に紹介する権利（地方自治法第124条）を明記しています。



《第4項》

今後の自立と協働のまちづくりにおいて、ますます重要とされている政策立案や審議に関する議員の知識の向上、技能の研さんについて定めています。

《第5項》

市民に分かりやすく、効率的な議会運営を行うための議員の責務を明記しています。

第3節 行政

（市長の役割）

- 第15条 市長は、選挙による信託を受けた市の代表として、市政運営にリーダーシップを発揮します。
- 2 市長は、まじめに、ひたむきに市民の声に耳を傾けるとともに、公平、公正、誠実に、透明性をもって職務を遂行します。
- 3 市長は、毎年度における市政運営の方針を定め、これを市民と議会に説明するとともに、その達成状況を公表します。
- 4 市長は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成し、適正に執行するとともに、予算の執行状況と成果、財政に関する事項について、分かりやすく公表します。
- 5 市長は、市政運営の適切な執行を図るため、市の職員を指揮監督します。

【第15条の趣旨】

市の代表者として権限を有する市長の役割について示しています。

【解説】

《第1項》

市を統括し、代表する機関（地方自治法第147条）である市長の役割は、非常に広いものがあり、リーダーシップという言葉で、市民の幅広い期待に応えることについて表しています。

《第2項》

市民から選ばれた市の代表である市長は、市民の声を傾聴し、公平、公正、かつ誠実に努め、市政の透明性を確保することが職務を遂行する上での基本的な姿勢であることについて定めています。

《第3項》

毎年度に定める施政方針、その達成状況を公表することについて定めています。施政方針や達成状況は市ホームページに掲載しており、誰でも閲覧することができます。

《第4項》

市長が予算を編成し、執行する権限、その成果について公表することについて定めています。財政状況の公表については、『ひたちなか市財政事情書の作成及び公表に関する条例（平成6年条例第48号）』に定められており、毎年5月と11月に、半年分の予算の執行状況や住民負担の概況、市の財産の状況などを公表し、一定の期間中は誰でも閲覧することができます。

《第5項》

市の職員の指揮監督権（地方自治法第154条）について定めています。
市長は、適切な市政運営を行うための補助機関である市職員の監督者として、様々な行政事務の執行を統括するほか、職員の能力向上や的確な人員配置などの人財育成に努めます。



(行政委員会等・附属機関の役割)

第16条 行政委員会等は、公平、公正、誠実に、透明性をもって職務を遂行し、市政運営に対する市民の信頼に応えます。

2 法律または条例により設置される審議会、審査会、委員会などの附属機関は、専門性を発揮し、中立性に留意して審議するとともに、会議を原則として公開し、委員を公募するなど、市民の意思が的確に反映されるように運営します。

【第16条の趣旨】

市長とともに行政事務を管理執行する機関である行政委員会等の役割と、市長や行政委員会から意見を求められた事項についての申し立てなどを行う附属機関の役割について示しています。

【解説】

《第1項》

教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会は、地方自治法により設置が義務付けられており、市長とともに市政を担う存在として、市民のニーズや多様化する課題に的確、柔軟に対応するものでなければならないことについて定めています。

地方自治法によって設置が義務づけられている行政委員会と、主な業務内容は次のとおりです。

行政委員会	主な業務内容
教育委員会	学校教育、学校給食、青少年の健全育成、文化財、公立図書館等に関すること
選挙管理委員会	公職選挙法に基づく各種選挙の管理執行、選挙に関する啓発等
公平委員会	勤務条件に関する措置要求に対する審査、不利益処分の審査請求に対する裁決、職員の苦情処理等
監査委員	地方自治法に基づく各種監査、審査及び検査の実施
農業委員会	農地の有効利用、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、その他農地に関すること
固定資産評価審査委員会	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定

《第2項》

附属機関(※)は、市の政策形成に外部性、専門性、中立性などの観点から運営されます。また、会議の公開や、委員の公募などにより、市民の意思を反映する役割が期待されます。

※附属機関の例(()内は設置根拠)

- ・ひたちなか市総合企画審議会(ひたちなか市附属機関の設置に関する条例)
- ・ひたちなか市都市計画審議会(都市計画法、ひたちなか市都市計画審議会条例)
- ・ひたちなか市介護認定審査会(介護保険法、ひたちなか市介護保険条例)
- ・ひたちなか市社会教育委員会(社会教育法)

（市の職員の役割）

第17条 市の職員は、組織の長の命を受けて市政運営を担い、公平、公正、誠実に、透明性をもって職務を遂行して市民の信頼に応えます。

2 市の職員は、市民との対話を通じて意思の疎通を図り、地域の実情を把握するとともに、職務を遂行する上で必要な知識、技能の習得に努めます。

3 市の職員は、市民の一員として自ら考え、行動することにより、職務を離れてもまちづくりに参加するように努めます。

【第17条の趣旨】

市長の職務執行を補助することを任務としている市の職員の役割について示しています。

【解説】

《第1項》

市の職員は、市長の補助機関であり、市長等の指揮監督を受けて行動し、常に市民の信頼に応えるよう職務を遂行することを定めています。

《第2項》

市の職員は、職務を遂行する上での市民との対話を重視するとともに、年々複雑化する業務に対応するための自己研さんについて定めています。

《第3項》

市の職員は、市民の一員であり、職務外でもまちづくりに対する意識を高めることの大切さを強調しています。



第4節 市政運営の仕組み

（総合計画）

第18条 市は、まちづくりの基本的な考え方や将来都市像を明らかにするとともに、産業、都市・生活環境、危機管理、福祉・健康、教育・生涯学習、市民交流その他のまちづくりの分野について基本的な目標と施策を体系化し、総合的・計画的に市政運営を行うため、総合計画を策定します。

2 市は、総合計画に基づき実施されている施策の成果や達成状況について評価を行い、その結果を公表して施策に適切に反映します。

【第18条の趣旨】

市政運営の基本原則である「総合的・長期的な計画」（第12条第2号）に基づいて市の施策を体系化するための総合計画について示しています。

【解説】

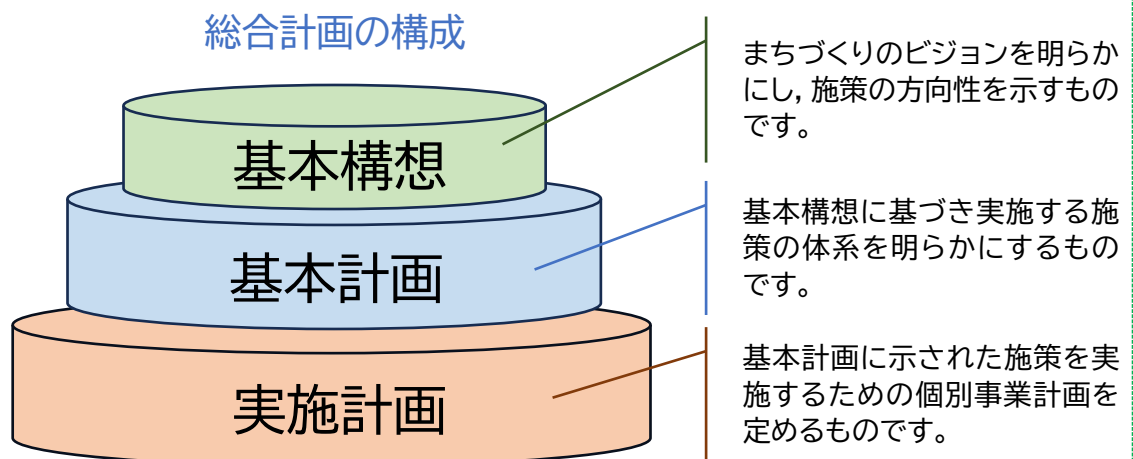
《第1項》

「総合計画」はまちづくりのビジョン（基本的な考え方や将来都市像）を示すとともに、総合的・計画的に市政運営を行うための「市の最上位計画」です。

現在の第3次総合計画は下記のとおり3層で構成されています。

- ①基本構想：まちづくりのビジョンを明らかにし、施策の方向を示すもの
- ②基本計画：基本構想に基づき基本的な目標や施策の体系化を図るもの
- ③実施計画：基本計画に示された施策を実施するための個別事業計画

このうち、①基本構想については、ひたちなか市議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年6月23日条例第24号）により市議会の議決を得ることが定められています。



《第2項》

総合計画に基づいて実施されている施策や事務事業については、その成果や達成度などを評価した結果を公表し、施策に反映しています。

（意見の広聴）

第19条 市は、市政運営に関する市民の意見、要望、提言などを広く聴き、その意見等を尊重して施策への反映に努めます。

2 市は、総合計画その他の基本的な計画の策定、市民の生活に重大な影響を与える条例の制定改廃などを行うときは、その趣旨、目的、内容を事前に公表して意見を募集し、提出された意見を尊重して施策への反映に努めます。

【第19条の趣旨】

市民の声を市政に反映させるための広聴制度について示しています。

【解説】

《第1項》

市政に対する市民の意見や提案を求めて、市民の声を積極的に市政に反映することは、市民の市政への参加意識を高めるために非常に有効な手段となります。その手段としては、『ひたちなか市市政懇談会実施要綱（平成6年告示第12号）』に基づく市政懇談会や『市民からの提案等への対応に関する取扱要綱（令和4年告示第83号）』に基づく次のような提案方法があります。

- ・市ホームページの投稿フォーム
- ・市内公共施設に設置された提案はがき
- ・一般封書、はがき、電子メール等
- ・電話や来庁による口頭での申し出 など

《第2項》

重要な政策や計画の策定にあたり、市民の意見を聴く手続きであるパブリック・コメントについて明確に示すものです。

〔参照〕パブリック・コメント実施要綱（平成15年告示第167号）



（情報の管理・共有）

第20条 市は、市政運営に関する情報を市民と共有するため、公文書の適正な管理を行うとともに、市民の求めに応じて、情報を開示します。

2 市は、個人の権利利益が侵害されることのないように、個人情報保護を保護し、適正に管理します。

【第20条の趣旨】

市政運営の基本原則である「公開性・透明性」や「説明責任」（第12条第3号）に基づき、公文書の管理と情報公開や情報の管理の一環としての個人情報の保護について示しています。

【解説】

《第1項》

市民が考え、行動するにあたり、市政に関する情報を知る権利を保障し、市と市民が情報を共有して活用するものです。

[参照]ひたちなか市情報公開条例（平成12年条例第1号）

《第2項》

個人の権利や利益が侵害されることのないよう、個人情報の保護について必要な措置を講じることについて定めています。ひたちなか市個人情報の保護に関する法律施行条例では、関係する法令（個人情報の保護に関する法律）や情報公開条例と矛盾のないように運用されています。

[参照]ひたちなか市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）

（行政の適正な執行）

第21条 市は、市政運営を効果的・効率的に行うため、行財政改革の大綱を定め、行財政改革を総合的に推進します。

2 市は、行政の透明性を確保するため、行政指導、届出、行政処分などの手続を適正に行うとともに、意思決定の内容や過程を明らかにします。

【第21条の趣旨】

行財政改革の推進と、行政手続の明確化について示しています。

【解説】

《第1項》

市政運営の基本原則である「効果的・効率的な市政」（第12条第2号）に基づき行財政改革大綱を定めることについて定めています。

《第2項》

市は、行政執行の必要上、行政処分などの公権力が与えられており、その権力が濫用されないために、その適正な執行について定めています。

〔参照〕ひたちなか市行政手続条例（平成8年条例第16号）

（国、県、他の市町村との連携・協力）

第22条 市は、国、県と対等・協力の関係にあることを踏まえ、適切な役割分担のもとに事務や事業を行います。

2 市は、広域的な課題に関して、共同で処理することが効果的・効率的な事務や事業について、近隣市町村と連携・協力します。

【第22条の趣旨】

国・県との適正な役割分担の原則と、近隣市町村との広域連携について示しています。

【解説】

《第1項》

地方自治法第1条の2では、市民に身近な行政は地方公共団体に委ねることを基本として、国と地方との役割分担の原則について定めています。

《第2項》

広域下水道や斎場管理、消防、廃棄物処理など、1つの自治体で処理するより効果的・効率的な行政分野については、地方自治法の規定により、複数の市町村が集まって協議会、一部事務組合や広域連合等を設置し、共同で処理することができます。本市では、東海村とひたちなか・東海広域事務組合を設置しています。

第4章 まちづくり市民会議

(設置)

第23条 この条例の目的を推進し、まちづくりに関する課題や市の施策などについて、市民と市が自由に意見を交換するため、まちづくり市民会議（以下「市民会議」といいます。）を置きます。

【第23条の趣旨】

条例の目的を推進し、まちづくりや市の施策についての課題発見、解決策の検討、意見交換を行う「まちづくり市民会議」の設置について示しています。

【解説】

市内のコミュニティ組織が実施主体となってコミュニティ型市民会議を展開しています。コミュニティ型市民会議では、コミュニティセンターを拠点として、自治会やコミュニティ組織の日頃の活動から、地域課題の検討、市民同士の意見交換等を行い、地域の実情に合わせた方法で課題解決に向けた取組が進められています。地域だけで実行できないものは、市や関係機関などと協議し、合意されたものについては施策の反映に努めていきます。

なお、市民会議は、各地域において委員を任命し、その地域の課題解決に向けた協議・取組を行う、地域のための組織であり、市長の諮問事項を調査審議・答申する審議会や委員会とは異なります。

これまで、各コミュニティ型市民会議において、地域の特性に合わせた課題を選定し、意見交換等を実施した結果、子育て世代・高齢者を対象としたサロン活動や自治会加入促進、公共施設の跡地利用等の取組の実施に繋がりました。



（会議運営）

第24条 市民会議は、市民と市の協働により運営します。

2 市民会議は、体験学習やグループ討議などの手法により、市民が参加しやすく発言しやすい運営を行います。

3 市民と市は、市民会議で提案され、公共の利益の増進に効果があると合意した結果について、関係機関と協議の上、施策への反映に努めます。

4 この章に定めるもののほか、市民会議の運営について必要な事項は、市長が別に定めます。

【第24条の趣旨】

市民会議の運営方法について示しています。

【解説】

《第1項》

市民会議は市やコミュニティ組織に事務局を置き、地域団体や市民活動を行う団体、個人のボランティアなどで構成します。まちづくりや市の施策についての課題発見・解決策の検討・意見交換を行うために、市民会議で取り上げるテーマについて市民と市の双方から提案可能とするなど、ワークショップ等の企画・運営を市民と市が協働して行います。

また、市民会議では、講座や講演会等の企画・運営、啓発パンフレットの作成などにより本条例の普及啓発活動を行い、自立と協働のまちづくりを推進します。

《第2項》

市民会議の運営は、体験学習やグループ討議など、参加者の主体性と相互作用を対話と学習によって効果的に引き出すために、ワークショップ方式を活用します。

また、ワークショップや講演会などについては、広く参加を周知し、誰でも気軽に参加できるようにします。



《第3項》

市民会議の中で、公共の利益の増進に効果があると合意した提案については、提案内容に関する当事者など関係機関との協議を十分に重ね、施策への反映に努めることを定めています。

なお、提案内容を実現するにあたり、協働事業としての予算措置や新たな条例制定が必要となる場合には、市長に対して要望を行います。

《第4項》

市民会議の運営方法の詳細については、市長が運営規則を制定して運営体制を整えます。

第5章 その他

（この条例の検討と見直し）

第25条 市は、この条例の内容がまちづくりの最高規範としてふさわしいものであるかを常に検討し、市民会議の協議結果や社会情勢の変化などを踏まえ、見直しを図ります。

【第25条の趣旨】

この条例についての評価、検討を加え、見直しを行うことについて示しています。

【解説】

この条例は、本市のまちづくりについて、基本理念や基本原則、ルールを定めた条例であり、その内容は一定の持続性があるものとなっています。

しかし、まちづくり市民会議の協議結果や本市を取り巻く社会情勢が大きく変化し、この条例の規定と実態が合わなくなった場合には、検証を行うなど見直しを図ることについて定めています。

（委任）

第26条 この条例の施行について必要な事項は、他の条例または議会、市長、行政委員会等が定める規則その他の規程で定めます。

【第26条の趣旨】

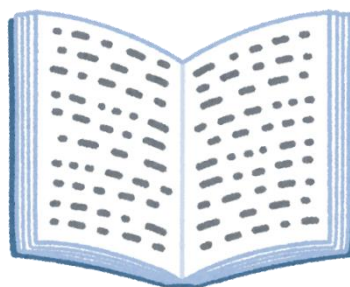
条例を施行するために必要な事項について、他の条例や規則などにより定めることについて示しています。

【解説】

条例の施行に必要な事項は、この条例の趣旨と矛盾のないように定める必要があります。

〔例〕・ひたちなか市議会基本条例（平成25年条例第33号）

・ひたちなか市財政事業書の作成及び公表に関する条例（平成6年条例第48条）





ひたちなか市自立と協働のまちづくり 基本条例 手引書

令和7年（2025年）2月
市民生活部市民活動課